

議案第75号

加西市開発調整条例の一部を改正する条例の制定について

加西市開発調整条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成25年11月29日提出

加西市長 西村 和平

## 加西市開発調整条例の一部を改正する条例

加西市開発調整条例（平成 22 年加西市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号ア中「500 m<sup>2</sup>」を「1,000 m<sup>2</sup>」に改め、同号イ中「保管」の右に「又は太陽光発電施設」を加え、「500 m<sup>2</sup>」を「1,000 m<sup>2</sup>」に改め、同号ウ中「500 m<sup>2</sup>」を「1,000 m<sup>2</sup>」に改め、同号エ中「15m」を「31m」に、「500 m<sup>2</sup>」を「1,000 m<sup>2</sup>」に改め、同号カ中「500 m<sup>2</sup>」を「1,000 m<sup>2</sup>」に改める。

第 3 条第 1 項第 1 号中「住宅」の右に「又は自己の使用する農業用倉庫」を加える。

第 10 条第 3 項中「3,000m<sup>2</sup>以上の開発事業」を「10,000m<sup>2</sup>以上の開発行為又は建築面積3,000m<sup>2</sup>超の建築行為」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、加西工業団地、鎮岩工業団地、加西東産業団地及び加西南産業団地における開発行為又は建築行為は除く。

第 21 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 事業区域の面積が3,000m<sup>2</sup>未満の開発事業（都市計画法第 29 条第 1 項に定める県知事の許可が必要な開発行為又は第 2 条第 4 号オ若しくはカの開発事業は除く。）

第 22 条を次のように改める。

### 第 22 条 削除

別表第 1 第 3 項第 1 号中「10m<sup>2</sup>以上の一団の」を削る。

別表第 2 第 5 項第 3 号中「調整池指導要領及び技術基準（平成 7 年兵庫県要領）」を「総合治水条例（平成 24 年兵庫県条例第 20 号）」に改め、同表第 6 項を次のように改める。

6	防災施設	工事施行中に土砂の流出等による災害を防止するため、気象、土質、周辺環境を考慮して、必要な防災措置を講じなければならない。
---	------	--

別表第 2 第 8 項中「加西市消防水利等の設置指導要綱により」を「北はりま消防組合の定める基準に基づき」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の加西市開発調整条例第 10 条第 1 項の規定により申出した開発事業については、なお、従前の例による。

(審議資料)

太陽光発電設備など新たな土地利用、市街地の土地利用の促進及び手続の短縮化を図るため、基準や開発事業等について改正を行うもの。

**【概要】**

- ・太陽光発電施設を事前協議の対象とする。
- ・開発事業の事前協議対象となる面積を 500 m<sup>2</sup>以上から 1,000 m<sup>2</sup>以上に変更する。
- ・土地利用調整委員会から意見を聞く大規模開発事業の事業区域面積を、3,000 m<sup>2</sup>以上から、10,000 m<sup>2</sup>以上又は建築面積で 3,000 m<sup>2</sup>超に変更する。
- ・説明会等による住民への説明、協定書の締結が省略できる対象を、事業区域面積 1,000 m<sup>2</sup>未満から、3,000 m<sup>2</sup>未満に変更する。